

令和5年9月21日

ご利用者・ご家族 各位
関係者 各位

三重県厚生事業団理事長

三重県いなば園における障がい者虐待の認定について（お詫び）

この度、三重県いなば園において、入所利用者様に対する虐待と認定される事案が発生しました。このことについて、下記のとおりご報告いたします。

今回の虐待により被害を受けられた利用者様およびそのご家族様に心よりお詫び申し上げます。また、いなば園をご利用いただいている皆様、関係の皆様方に大きなご迷惑や不安をおかけし、信頼を裏切る事態を招いてしまいましたことを、深謝申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

記

1 事案の経緯

- ・8月25日（金）にいなば園職員から、8月20日（日）に成人の入所施設廊下において、男性職員Aが不穏になった入所利用者様に暴行をした疑いがある旨の内部通報がありました。
- ・それを受け、安全カメラの動画を確認したところ、8月20日（日）8時40分頃、入所利用者様が不穏になり、寝ている姿勢で扉を蹴り続けていたため、清掃中だったAがモップの柄を利用者様の足と扉の間に入れて蹴る行為を制止しました。その後、掴みかかられ足に噛みつかれるなどしたため、利用者様に馬乗りになるような形になり、腹部周辺を殴っている行為が映っていました。
- ・また、Aがその場を去った後、不穏が収まっていなかったと思われる利用者様が、その場を通りかかった男性職員Bの足を蹴ったため、Bが蹴り返したようにも見える動画を確認しました。
- ・このため、同日、A及びBに聴き取りを行いました。
- ・8月28日（月）に、障害者虐待防止法に基づき、いなば園から利用者様が入所前に居住していた自治体に虐待疑い事案として通報するとともに、県に報告しました。
- ・利用者様のご家族へご連絡し、お詫びいたしました。
- ・この事案について、9月6日（水）及び11日（月）に、いなば園において当該自治体による調査が行われました。

2 自治体による認定内容

9月19日（火）に当該自治体からのいなば園長あての通知文書を受け取り、次の事実が認定されました。

- ①職員Aによる身体的虐待
- ②職員Bによる不適切な行為（虐待の事実は確認できなかった）

3 今後の対応

法人としての責任を重く受け止め、今後、いただいた通知をもとに、しっかりと改善に取り組んでまいります。

また、令和3年9月に起きた虐待事案を受けて作成した「三重県いなば園虐待防止改善計画」に基づき、令和4年度から園を挙げて虐待防止に向けた改善に取り組んでいることから、再度県の指導のもと、実効性のある虐待防止対策を講じてまいります。

以上